

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画の変更(三件)……………  
……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……
- 都営住宅の廃止……………  
……(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)……
- 都営改良住宅の廃止……………(同)……
- 都営改良住宅の使用料の変更……………(同)……
- 令和四年東京都告示第千四百七十八号(都立公園の設置)の一部改正……………(建設局公園緑地部公園課)……

### 公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………  
……(産業労働局商工部地域産業振興課)……
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……

## 告示

●東京都告示第六百二十三号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京

都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
令和五年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画区域区分

市街化区域

追加する部分

江東区有明三丁目、品川区東品川二丁目、東品川三丁目及び江戸川区小松川一丁目各区内

削除する部分

江戸川区小松川一丁目及び臨海町六丁目各区内並びに同区臨海町六丁目地先

市街化調整区域

追加する部分

江戸川区小松川一丁目及び臨海町六丁目各区内並びに同区臨海町六丁目地先

削除する部分

江東区有明三丁目、品川区東品川二丁目、東品川三丁目及び江戸川区小松川一丁目各区内

二 関係図書の縦覧  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第六百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川

都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
令和五年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画区域区分

市街化区域

追加する部分

立川市柴崎町五丁目及び錦町五丁目各区内

削除する部分

立川市富士見町六丁目、富士見町七丁目、柴崎町五丁目及び柴崎町六丁目各区内

市街化調整区域

追加する部分

立川市富士見町六丁目、富士見町七丁目、柴崎町五丁目及び柴崎町六丁目各区内

削除する部分

立川市柴崎町五丁目及び錦町五丁目各区内

二 関係図書の縦覧  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第六百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、

同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年四月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画用  
途地域

第一種低層住  
居専用地域 追加する部分

品川区北品川五丁目、北品川六丁目、東五反田三丁目、大田区田園調布本町、鶴の木一丁目、世田谷区喜多見九丁目、給田二丁目、給田三丁目、練馬区豊玉南三丁目、中村南一丁目、上石神井四丁目、東大泉三丁目及び葛飾区東水元四丁目各地方内

削除する部分

新宿区中落合四丁目、西落合一丁目、文京区音羽一丁目、品川区北品川五丁目、北品川六丁目、東五反田三丁目、目黒区東山二丁目、東山三丁目、大田区田園調布本町、田園調布一丁目、鶴の木一丁目、世田谷区松原一丁目、桜上水五丁目、野毛一丁目、成城八丁目、成城九丁目、千歳台一丁目、千歳台二丁目、千歳台五丁目、喜多見五丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、給田五丁目、中野区白鷺二丁目、杉並区和田二丁目、梅里二丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田東一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、上高井戸二丁目、板橋区赤塚三丁目、赤塚六丁目、練馬区水川台一丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松四丁目、土支田二丁

目、土支田三丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原五丁目、三原台一丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、上石神井四丁目、東大泉二丁目、東大泉五丁目、大泉町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町五丁目、足立区北加平町、神明南一丁目、神明南二丁目、東伊興三丁目、葛飾区水元公園、東水元四丁目、東水元六丁目及び江戸川区西篠崎一丁目各地方内

変更する部分

大田区山王三丁目、杉並区梅里二丁目、成田東三丁目、板橋区赤塚五丁目、練馬区土支田二丁目、石神井町五丁目、石神井台一丁目、西大泉一丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目及び江戸川区上篠崎一丁目各地方内

追加する部分

渋谷区代々木四丁目、葛飾区水元公園、東水元四丁目及び東水元六丁目各地方内

削除する部分

葛飾区鎌倉一丁目、細田一丁目、細田四丁目、細田五丁目、金町三丁目、金町浄水場及び東水元四丁目各地方内

変更する部分

葛飾区東水元五丁目地内

追加する部分

新宿区中落合四丁目、西落合一丁目、台東区上野七丁目、上野公園、品川区上大崎三丁目、上大崎四丁

第一種中高層  
住居専用地域

第二種低層住  
居専用地域

目、東五反田三丁目、西五反田三丁目、大田区鶴の木一丁目、世田谷区松原二丁目、桜上水四丁目、野毛一丁目、成城八丁目、成城九丁目、船橋五丁目、南島山五丁目、渋谷区千駄ヶ谷五丁目、中野区白鷺二丁目、杉並区和田二丁目、上高井戸二丁目、豊島区西池袋二丁目、目白三丁目、北区十条台一丁目、板橋区大山西町、赤塚三丁目、赤塚六丁目、練馬区水川台一丁目、高野台三丁目、谷原五丁目、三原台一丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、上石神井四丁目、東大泉五丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町五丁目、足立区西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目、東伊興三丁目、葛飾区東金町二丁目、南水元一丁目、江戸川区一之江五丁目及び西篠崎一丁目各地方内

削除する部分

港区三田四丁目、白金六丁目、新宿区高田馬場四丁目、台東区上野七丁目、上野公園、品川区上大崎三丁目、東五反田三丁目、西五反田三丁目、大田区鶴の木一丁目、世田谷区松原二丁目、桜上水四丁目、玉川二丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目、千歳台六丁目、大蔵二丁目、大蔵四丁目、上北沢二丁目、上北沢四丁目、八幡山三丁目、給田二丁目、給田三丁目、給田五丁目、南島山二丁目、南島山三丁目、南島山四丁目、南島山五丁目、北島山八丁目、渋谷区千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷五丁目、杉並区成田東三丁目、豊島区高田三丁目、目白一丁目、北区十条台一丁目、赤羽一丁目、赤羽三丁目、赤羽西二

第二種中高層  
住居専用地域

丁目、赤羽北二丁目、赤羽北二丁目、板橋区大山西町、練馬区旭丘一丁目、旭丘二丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松四丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、三原台三丁目、石神井町二丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、上石神井四丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉五丁目、西大泉一丁目、西大泉二丁目、足立区青井一丁目、青井六丁目、伊興三丁目、伊興四丁目、北加平町、神明南一丁目、神明南二丁目、中央本町五丁目、西竹の塚二丁目、花畑一丁目、葛飾区鎌倉一丁目、細田四丁目、東金町二丁目、江戸川区西小岩二丁目、本一色二丁目、船堀七丁目、宇喜田町及び臨海町六丁目各各地内並びに同区臨海町六丁目地先

変更する部分

足立区舎人二丁目地内

追加する部分

港区六本木一丁目、世田谷区千歳台一丁目、千歳台二丁目、千歳台五丁目、千歳台六丁目、喜多見五丁目、給田五丁目、北烏山八丁目、渋谷区東一丁目、代々木四丁目、千駄ヶ谷二丁目、荒川区南千住三丁目、南千住八丁目及び江戸川区船堀七丁目各各地内

削除する部分

港区虎ノ門五丁目、六本木一丁目、新宿区愛住町及び渋谷区代々木四丁目各各地内  
変更する部分

第一種住居地

追加する部分

目黒区大橋二丁目地内

中央区勝どき五丁目、港区白金六丁目、新宿区愛住町、台東区上野公園、江東区若洲二丁目、若洲三丁目、品川区北品川四丁目、北品川六丁目、上大崎三丁目、目黒区東山三丁目、東山三丁目、大田区大森西二丁目、大森西三丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、大森北六丁目、田園調布一丁目、仲六郷一丁目、西蒲田五丁目、蒲田二丁目、蒲田三丁目、蒲田四丁目、ふるさとの浜辺公園、世田谷区経堂二丁目、経堂三丁目、松原一丁目、桜上水四丁目、桜上水五丁目、大蔵二丁目、大蔵四丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、南烏山二丁目、南烏山三丁目、南烏山四丁目、南烏山五丁目、渋谷区代官山町、豊島区高田三丁目、目白一丁目、北区王子五丁目、東十条三丁目、板橋区板橋四丁目、加賀一丁目、向原二丁目、大原町、練馬区羽沢三丁目、豊玉南三丁目、中村南一丁目、貫井一丁目、氷川台三丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松四丁目、高松五丁目、土支田二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、三原台三丁目、石神井町二丁目、石神井町七丁目、東大泉二丁目、東大泉五丁目、足立区青井一丁目、青井六丁目、伊興三丁目、伊興四丁目、扇二丁目、北加平町、神明南一丁目、神明南二丁目、千住桜木一丁目、中央本町五丁目、西竹の塚二丁目、葛飾区東新小岩一丁目、東新小岩二丁目、東新小岩四丁目、鎌倉一

削除する部分

丁目、細田一丁目、細田四丁目、細田五丁目、東金町二丁目及び江戸川区西小岩二丁目各各地内  
中央区勝どき五丁目、港区南麻布四丁目、白金六丁目、新宿区四谷一丁目、四谷本塩町、大久保三丁目、台東区上野公園、品川区北品川四丁目、北品川六丁目、上大崎三丁目、大田区大森西二丁目、大森西三丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、大森北六丁目、田園調布一丁目、仲六郷一丁目、仲六郷二丁目、西蒲田五丁目、蒲田四丁目、世田谷区経堂四丁目、桜丘二丁目、北沢一丁目、北沢五丁目、松原一丁目、桜上水四丁目、瀬田二丁目、船橋一丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、南烏山五丁目、渋谷区東一丁目、恵比寿西二丁目、代官山町、豊島区西池袋二丁目、目白三丁目、北区王子五丁目、神谷一丁目、荒川区南千住三丁目、南千住八丁目、板橋区向原二丁目、練馬区貫井一丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、高松五丁目、土支田三丁目、石神井町二丁目、足立区江北一丁目、千住大川町、千住桜木一丁目、千住柳町、西新井本町一丁目、西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目、葛飾区堀切二丁目、亀有四丁目、新小岩二丁目、新小岩四丁目、高砂五丁目、金町二丁目、金町三丁目、金町浄水場、東金町二丁目、東金町三丁目、江戸川区一之江五丁目、一之江七丁目、江戸川四丁目、南小岩一丁目、南小岩四丁目、南小岩五丁目、北小岩三丁目、東松本二丁目及び西葛西三丁目各各地内

変更する部分

板橋区若木二丁目、練馬区石神井町二丁目、足立区青井一丁目、青井六丁目、神明一丁目、神明二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目及び江戸川区江戸川六丁目各地方内

第二種住居地域

追加する部分

千代田区麹町四丁目、港区三田四丁目、虎ノ門五丁目、六本木一丁目、新宿区大久保三丁目、品川区西五反田三丁目、渋谷区恵比寿西二丁目、代官山町、千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷五丁目、杉並区成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、北区豊島四丁目、豊島五丁目、十条台一丁目及び足立区千住桜木一丁目各地方内

削除する部分

千代田区麹町四丁目、麹町五丁目、二番町、港区虎ノ門二丁目、六本木一丁目、六本木三丁目、赤坂九丁目、渋谷区代官山町、代々木四丁目、北区十条台一丁目及び足立区千住桜木一丁目各地方内

変更する部分

港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目、赤坂九丁目及び新宿区西新宿五丁目各地方内

準住居地域

追加する部分

世田谷区玉川二丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目及び足立区花畑一丁目各地方内

削除する部分

渋谷区代々木四丁目、板橋区蓮根

二丁目及び蓮根三丁目各地方内

変更する部分

足立区花畑一丁目地方内

近隣商業地域

追加する部分

港区白金六丁目、新宿区高田馬場四丁目、台東区浅草七丁目、墨田区京島一丁目、大田区大森西六丁目、田園調布本町、田園調布一丁目、仲六郷一丁目、仲六郷二丁目、仲六郷三丁目、西蒲田五丁目、蒲田二丁目、蒲田三丁目、蒲田本町二丁目、世田谷区経堂四丁目、桜丘二丁目、大原一丁目、大原二丁目、北沢一丁目、北沢五丁目、松原二丁目、松原三丁目、船橋一丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、八幡山三丁目、渋谷区恵比寿三丁目、杉並区梅里二丁目、成田東一丁目、成田東三丁目、北区堀船一丁目、東十条三丁目、赤羽西二丁目、荒川区東尾久三丁目、板橋区大山西町、蓮根二丁目、蓮根三丁目、練馬区貫井一丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、石神井町八丁目、東大泉五丁目、西大泉一丁目、西大泉二丁目、大泉町二丁目、足立区足立一丁目、足立三丁目、綾瀬三丁目、扇二丁目、千住大川町、千住龍田町、千住元町、千住柳町、西新井栄町二丁目、西新井本町一丁目、葛飾区東四つ木三丁目、堀切二丁目、亀有二丁目、亀有三丁目、新小岩二丁目、新小岩四丁目、東金町二丁目、江戸川区一之江七丁目、江戸川四丁目、南小岩一丁目、南小岩四丁目、南小岩五丁目、北小岩三丁目、東松本二丁目及び本一色二丁目各地方内

削除する部分

新宿区四谷一丁目、大田区田園調布本町、仲六郷一丁目、西蒲田五丁目、蒲田四丁目、蒲田本町二丁目、世田谷区経堂二丁目、経堂三丁目、松原二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、南島山二丁目、南島山三丁目、渋谷区千駄ヶ谷二丁目、北区堀船一丁目、赤羽一丁目、荒川区東尾久三丁目、東尾久六丁目、板橋区大山西町、練馬区旭丘一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、足立区綾瀬三丁目、梅島二丁目、千住旭町、中央本町一丁目、西竹の塚一丁目、葛飾区立石八丁目、東立石四丁目、四つ木一丁目、高砂五丁目及び南水元一丁目各地方内

変更する部分

練馬区東大泉五丁目、足立区綾瀬三丁目、江戸川区北小岩三丁目及び本一色二丁目各地方内

追加する部分

千代田区麹町四丁目、麹町五丁目、二番町、中央区勝どき五丁目、勝どき六丁目、港区虎ノ門二丁目、南麻布四丁目、六本木一丁目、六本木三丁目、赤坂九丁目、新宿区四谷一丁目、四谷本塩町、文京区音羽一丁目、台東区上野七丁目、品川区上大崎三丁目、西五反田三丁目、大田区大森西二丁目、大森西三丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、大森北六丁目、西蒲田五丁目、蒲田四丁目、蒲田本町二丁目、世田谷区経堂二丁目、松原一丁目、渋谷区東一丁目、代官山町、渋谷三丁目、北区王子一丁目、堀

商業地域

船一丁目、赤羽一丁目、赤羽三丁目、荒川区東尾久三丁目、東尾久六丁目、練馬区旭丘一丁目、旭丘二丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、足立区綾瀬三丁目、千住旭町、葛飾区立石三丁目、立石四丁目、立石八丁目、東立石四丁目、四つ木一丁目、四つ木二丁目及び東金町三丁目各地方内

削除する部分

千代田区麴町四丁目、台東区上野七丁目、浅草七丁目、品川区上大崎三丁目、上大崎四丁目、西五反田三丁目、大田区大森西二丁目、大森西三丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、大森北六丁目、西蒲田五丁目、蒲田二丁目、蒲田三丁目、蒲田四丁目、世田谷区大原一丁目、大原二丁目、松原二丁目、松原三丁目、渋谷区千駄ヶ谷五丁目、千駄ヶ谷六丁目、荒川区東尾久三丁目及び足立区西新井栄町二丁目各地方内

変更する部分

港区虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目、愛宕一丁目、六本木一丁目、六本木三丁目、六本木七丁目、赤坂九丁目、港南二丁目、台東区上野七丁目、大田区大森西二丁目、大森西三丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、蒲田二丁目、蒲田四丁目、世田谷区宮坂三丁目、渋谷区渋谷三丁目、桜丘町、道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、葛飾区青戸三丁目及び江戸川区南小岩七丁目各地方内

準工業地域

追加する部分

港区白金六丁目、江東区東雲一丁目、東雲二丁目、有明三丁目、品川区北品川四丁目、北品川五丁目、東品川二丁目、東品川三丁目、大田区大森東三丁目、東海六丁目、ふるさとの浜辺公園、北区赤羽北一丁目、赤羽北二丁目、浮間四丁目、荒川区南千住三丁目、荒川一丁目、東尾久三丁目、板橋区向原二丁目、前野町二丁目、練馬区高松五丁目、足立区梅島二丁目、中央本町一丁目、葛飾区高砂五丁目、金町二丁目、金町三丁目、金町浄水場、江戸川区小松川一丁目、宇喜田町及び西葛西三丁目各地方内

削除する部分

中央区勝どき五丁目、勝どき六丁目、墨田区京島一丁目、品川区北品川四丁目、北品川五丁目、大田区東海六丁目、仲六郷一丁目、仲六郷二丁目、仲六郷三丁目、蒲田本町二丁目、世田谷区船橋五丁目、喜多見九丁目、渋谷区恵比寿三丁目、東一丁目、渋谷三丁目、北区王子一丁目、王子五丁目、堀船一丁目、東十条三丁目、浮間一丁目、荒川区荒川一丁目、東尾久三丁目、東尾久七丁目、東尾久八丁目、板橋区板橋四丁目、加賀一丁目、向原二丁目、大原町、練馬区羽沢三丁目、豊玉南三丁目、中村南一丁目、貫井一丁目、氷川台三丁目、高松五丁目、足立区足立一丁目、足立三丁目、綾瀬三丁目、扇二丁目、千住大川町、千住桜木一丁目、千住龍田町、千住元町、葛飾区立石三丁目、立石四丁目、四つ木一丁目、四つ木二丁目、東四つ木三丁目、亀有三丁目、東新小岩一丁

目、東新小岩二丁目、東新小岩四丁目、江戸川区小松川一丁目及び一本一色二丁目各地方内

変更する部分

大田区仲六郷三丁目、仲六郷四丁目、荒川区町屋一丁目、東尾久五丁目、東尾久八丁目、西尾久二丁目、板橋区若木二丁目、足立区青井一丁目、青井六丁目、北加平町、神明南一丁目、神明南二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、谷中四丁目、葛飾区東新小岩一丁目、東新小岩三丁目、東新小岩四丁目、奥戸二丁目、奥戸三丁目、奥戸七丁目、江戸川区船堀五丁目及び船堀七丁目各地方内

工業地域

追加する部分

北区王子五丁目、神谷一丁目、浮間一丁目、荒川区荒川一丁目、東尾久七丁目、東尾久八丁目及び足立区江北一丁目各地方内

削除する部分

江東区東雲一丁目、東雲二丁目、大田区大森東三丁目、ふるさとの浜辺公園、北区豊島四丁目、豊島五丁目、浮間四丁目、荒川区荒川一丁目、板橋区前野町二丁目、足立区扇二丁目及び葛飾区四つ木一丁目各地方内

変更する部分

板橋区西台四丁目、若木一丁目、足立区扇一丁目及び葛飾区奥戸二丁目各地方内

工業専用地域

追加する部分

大田区東海六丁目地内

削除する部分

二 関係図書の縦覧場所

江東区若洲二丁目、若洲三丁目及び大田区東海六丁目各地内  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに千代田区役所、中央区役所、港区役所、新宿区役所、文京区役所、台東区役所、墨田区役所、江東区役所、品川区役所、目黒

区役所、大田区役所、世田谷区役所、渋谷区役所、中野区役所、杉並区役所、豊島区役所、北区役所、荒川区役所、板橋区役所、練馬区役所、足立区役所、葛飾区役所及び江戸川区役所

●東京都告示第六百二十六号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。  
令和五年四月二十八日  
東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
下馬アパート (36、37号棟)	世田谷区下馬二丁目二十八番 ほか	中層耐火 三二・六平方メートル	六五戸
下馬アパート (43号棟)	世田谷区下馬二丁目四十二番	同右 三三・四平方メートル	九戸
久我山一丁目アパート (20号棟)	杉並区久我山一丁目三番	高層耐火 四〇・七平方メートル	八〇戸
桐ヶ丘アパート (N-40、N-42、N-47号棟)	北区桐ヶ丘二丁目四番ほか	中層耐火 二九・四平方メートル	二四戸
桐ヶ丘アパート (N-37、N-38、N-39、N-41号棟)	同右	同右 三二・六平方メートル	五六戸
同右	同右	同右	四八戸
桐ヶ丘アパート (N-40、N-42、N-47、N-50号棟)	同右	同右 四七・五平方メートル	八〇戸
桐ヶ丘アパート (N-51、N-52号棟)	北区桐ヶ丘二丁目二番	同右 五六・八平方メートル	六四戸
舎人町アパート (12、13号棟)	足立区舎人六丁目十三番	同右 五一・〇平方メートル	一一〇戸

●東京都告示第六百二十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の

ように変更し、令和五年五月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。  
令和五年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	2	28,200	54,000
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (10号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	54,000
一般都営	高層耐火	明石町第2アパート (10号棟)	中央区明石町13	50.9	1	46,200	80,500
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート (1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	3	45,100	99,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,100	85,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	93,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (13号棟)	新宿区戸山2-13	33.8	1	28,200	73,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (15号棟)	新宿区戸山2-15	38.3	1	32,000	76,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (26号棟)	新宿区戸山2-26	33.8	2	28,400	73,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (31号棟)	新宿区戸山2-31	38.3	1	32,000	76,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (30号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	87,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	79,700
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (2号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	51,800
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート (1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,100	65,500
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	48,200
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	75,600
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (11号棟)	江東区亀戸7-57	36.2	1	28,800	45,800
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	2	34,400	52,700
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,400	54,500
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (58号棟)	江東区辰巳1-9	36.6	1	28,600	53,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (65号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,100	51,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (66号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	3	28,600	53,400
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (86号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,400	54,500
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート (35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	41,900	75,000
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート (1号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	25,700	32,000
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート (15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	1	29,500	51,600
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (19号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (21号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,000	50,000
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	37,500
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	52,700
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (2号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	52,900
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	52,200

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	49,400
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート (7号棟)	江東区南砂1-1	42.2	1	33,800	51,500
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	2	31,600	55,500
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	86,900
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート (13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	46,700	72,200
一般都営	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート (4号棟)	江東区塩浜1-3	51.2	1	44,400	93,200
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート (9号棟)	江東区森下3-13	54.0	1	45,100	81,200
一般都営	高層耐火	豊洲五丁目アパート (5号棟)	江東区豊洲5-3	61.5	1	54,300	122,900
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート (12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	2	29,000	45,900
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (1号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	101,000
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (49号棟)	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	103,200
一般都営	中層耐火	南六郷一丁目第5アパート (7号棟)	大田区南六郷1-25	59.6	1	50,500	101,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	3	26,000	37,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	3	28,800	40,200
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,500	49,700
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート (19号棟)	世田谷区八幡山3-6	42.3	1	34,400	69,400
一般都営	中層耐火	赤堤三丁目アパート (7号棟)	世田谷区赤堤3-1	59.6	1	51,200	124,100
一般都営	中層耐火	代田一丁目第2アパート (5号棟)	世田谷区代田1-10	39.0	1	32,200	66,800
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート (1号棟)	世田谷区桜1-53	39.0	1	31,700	74,400
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (52-3号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	38.7	2	33,100	58,100
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート (36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	2	30,500	83,900
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	2	35,700	102,200
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	99,300
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート (1号棟)	中野区南台5-7	51.0	1	38,700	90,300
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,000	46,700
一般都営	中層耐火	要町二丁目アパート (1号棟)	豊島区要町2-14	59.6	7	51,800	130,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	60,600
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート (7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	38,500	69,300
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (3号棟)	北区浮間1-9	48.1	1	38,900	73,600
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート (10号棟)	北区西ヶ丘2-16	51.0	1	41,000	76,100
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	69,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	2	29,500	61,600
一般都営	中層耐火	若木一丁目アパート (8号棟)	板橋区若木1-12	55.9	5	43,200	82,100
一般都営	中層耐火	若木一丁目アパート (12号棟)	板橋区若木1-11	51.0	1	39,600	79,500

種類	構造名	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	相生町アパート(1号棟)	板橋区相生町24-1	42.3	10	31,700	56,500
一般都営	中層耐火	相生町アパート(2号棟)	板橋区相生町24-2	42.3	2	31,700	56,500
一般都営	中層耐火	相生町アパート(3号棟)	板橋区相生町24-3	42.3	6	31,700	56,500
一般都営	中層耐火	志村三丁目アパート(10号棟)	板橋区志村3-10	51.0	1	39,300	64,600
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第3アパート(1号棟)	板橋区坂下1-14	42.3	1	31,900	56,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町4-14	55.9	1	43,400	88,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町3-27	55.9	1	43,800	93,800
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(1号棟)	練馬区北町8-31	55.9	1	43,300	86,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第3アパート(3号棟)	練馬区春日町4-4	48.1	1	37,300	73,700
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(2号棟)	足立区中央本町5-16	55.9	4	40,700	77,400
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(3号棟)	足立区中央本町5-17	55.9	6	40,700	77,400
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(4号棟)	足立区中央本町5-18	55.9	11	40,700	77,400
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート(6号棟)	足立区中央本町5-20	55.9	17	40,700	77,200
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(1号棟)	足立区中央本町5-15	48.1	8	35,000	66,600
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(5号棟)	足立区中央本町5-20	48.1	7	35,000	66,600
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,600	38,200
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(9号棟)	足立区西保木間3-11	39.0	1	26,500	45,500
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(1号棟)	足立区六月2-24	55.9	1	40,100	71,400
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(19号棟)	足立区弘道2-13	48.1	2	35,100	67,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	36,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(10号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	2	24,800	43,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(12号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,700	40,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(7号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(8号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(9号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,000
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(12号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,600	38,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(5号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,100	43,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(10号棟)	足立区西保木間4-3	37.3	1	25,100	43,300
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	25,600	41,500
一般都営	高層耐火	新田一丁目アパート(8号棟)	足立区新田1-14	37.9	1	25,400	39,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	2	26,300	35,100
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,300	32,300
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	22,900	32,300
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(9号棟)	足立区辰沼1-2	41.7	2	28,900	49,000

種類	構造名	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,200	41,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(15号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,100	40,400
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,300	44,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(1号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(7号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	46,000
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	43,600
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(4号棟)	足立区南花畑5-24	60.9	7	43,500	75,800
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(20号棟)	足立区南花畑5-14	60.9	8	43,500	75,800
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(22号棟)	足立区南花畑5-14	60.9	3	43,500	75,800
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(17号棟)	足立区南花畑5-14	58.0	10	42,000	74,700
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート(46号棟)	足立区青井5-12	55.9	1	41,200	81,800
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)	足立区六木3-39	55.9	34	39,600	70,800
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)	足立区六木3-39	55.9	22	39,600	70,800
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(1号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	9	40,500	70,000
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(3号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	9	40,500	70,000
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(2号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	13	40,700	71,000
一般都営	高層耐火	東保木間一丁目アパート(4号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	11	40,700	75,100
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	71,200
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(8号棟)	葛飾区青戸3-8	51.0	1	37,700	71,300
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,500	69,300
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート(2号棟)	葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,300	93,000
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート(2号棟)	葛飾区奥戸1-13	59.6	1	44,800	82,100
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(7号棟)	葛飾区柴又3-17	39.0	1	28,500	53,100
一般都営	中層耐火	東新小岩三丁目アパート(1号棟)	葛飾区東新小岩3-12	51.0	1	38,100	74,100
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(6号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	2	43,100	74,400
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(7号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,100	74,400
一般都営	中層耐火	南小岩四丁目アパート(19号棟)	江戸川区南小岩4-10	55.9	1	43,300	78,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	46,200
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,800
一般都営	中層耐火	平井七丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井7-23	39.0	1	28,400	46,700
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート(12号棟)	江戸川区南小岩2-4	42.3	1	32,200	58,200
一般都営	高層耐火	字喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	72,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	82,900
一般都営	高層耐火	臨海町五丁目アパート(2号棟)	江戸川区臨海町5-1	75.7	1	61,500	126,200



種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地 (16-3号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,200	43,000
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート (4号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	1	45,900	104,900
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート (7号棟)	三鷹市上連雀9-37	62.1	1	45,900	99,600
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート (2号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,400	58,700
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目アパート (1号棟)	府中市美好町2-4	51.0	1	28,600	63,900
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート (2号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,000	89,300
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (1号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,600	89,000
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (4号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,600	89,000
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート (1号棟)	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,500	85,700
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート (1号棟)	昭島市昭和町1-10	59.6	3	34,500	78,200
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート (2号棟)	昭島市昭和町1-10	59.6	2	34,500	78,200
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート (3号棟)	昭島市昭和町1-10	59.6	10	34,500	78,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (5号棟)	調布市国領町3-8-15	45.1	1	25,000	56,100
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート (2号棟)	調布市深大寺元町4-35	62.1	1	37,800	86,200
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート (3号棟)	調布市深大寺元町4-35	62.1	1	37,800	86,200
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (2号棟)	調布市染地3-3	48.1	1	27,700	64,200
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (3号棟)	調布市染地3-3	48.1	1	27,700	64,200
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (7号棟)	調布市染地3-3	55.9	1	32,200	74,500
一般都営	中層耐火	町田金森アパート (1号棟)	町田市金森7-6	36.4	1	17,700	36,100
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (3号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,200	66,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (11号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	59,100
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (17号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	59,100
一般都営	高層耐火	成瀬アパート (6号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	2	30,200	64,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (10号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	3	31,200	60,500
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (46号棟)	町田市森野2-2	55.9	2	32,500	78,200
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (5号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,000	57,200
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート (2号棟)	町田市金森2-31	55.9	1	30,600	59,900
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート (2号棟)	町田市忠生4-12	55.9	1	30,200	57,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (10号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,000	60,200
一般都営	中層耐火	上水南町アパート (2号棟)	小平市上水南町3-1	55.9	1	32,200	76,000
一般都営	中層耐火	日野平山アパート (1号棟)	日野市平山4-20-1	37.3	1	16,600	32,700
一般都営	中層耐火	日野平山アパート (3号棟)	日野市平山4-20-1	37.3	1	16,600	32,700
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (2号棟)	日野市新井3-1	33.4	1	14,800	30,600
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート (3号棟)	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,800	41,400

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート (2号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,500	79,400
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート (1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	22	30,200	72,300
一般都営	中層耐火	田無本町四丁目アパート (2号棟)	西東京市田無町4-14	51.0	1	30,000	73,300
一般都営	中層耐火	田無本町四丁目アパート (3号棟)	西東京市田無町4-14	42.4	4	25,100	60,900
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート (1号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	7	36,700	79,800
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート (2号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	2	36,700	79,800
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート (3号棟)	西東京市西原町4-10	51.1	5	31,100	67,700
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート (4号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	4	36,700	79,800
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (1号棟)	西東京市緑町3-8	61.3	7	38,200	84,600
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (2号棟)	西東京市緑町3-8	61.3	5	38,200	84,600
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (4号棟)	西東京市緑町3-8	58.1	5	36,200	80,200
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (5号棟)	西東京市緑町3-8	60.5	5	37,700	83,500
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (6号棟)	西東京市緑町3-8	59.6	13	37,300	82,200
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (6号棟)	西東京市緑町3-8	69.9	1	43,800	96,400
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート (3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	20	35,000	78,600
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート (3号棟)	西東京市緑町3-8	72.7	1	45,500	102,300
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート (1号棟)	西東京市南町4-23	55.9	1	33,600	80,300
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (1号棟)	西東京市南町3-23	55.9	11	35,600	84,800
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (2号棟)	西東京市南町3-23	55.9	8	35,600	84,800
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (2号棟)	西東京市南町3-23	59.6	1	38,000	90,500
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (3号棟)	西東京市南町3-23	60.5	2	38,400	91,900
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (4号棟)	西東京市南町3-23	61.3	7	38,900	93,100
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (5号棟)	西東京市南町3-23	61.3	9	38,900	93,100
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート (1号棟)	西東京市北原町1-32	60.2	3	37,200	86,000
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート (2号棟)	西東京市北原町1-32	60.2	2	37,200	86,000
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート (3号棟)	西東京市北原町1-32	51.1	4	31,600	73,000
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート (14号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	4	29,800	67,400
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート (15号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	3	29,800	67,400
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート (16号棟)	西東京市向台町3-10	42.4	3	24,800	56,000
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート (46号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,000	74,000
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート (1号棟)	西東京市柳沢2-15	62.1	13	38,300	87,200
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート (3号棟)	西東京市柳沢2-15	55.9	4	34,600	78,400
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート (4号棟)	西東京市柳沢2-13	62.1	3	38,500	87,200
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート (3号棟)	西東京市柳沢1-15	61.5	1	41,000	98,700

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(34号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	2	16,500	45,000
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(7号棟)		清瀬市竹丘1-8	51.0	6	27,800	57,200
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(17号棟)		清瀬市竹丘1-5	51.0	3	27,800	57,200
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(3号棟)		清瀬市竹丘1-8	42.4	3	23,100	47,600
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(5号棟)		清瀬市竹丘1-5	55.9	9	31,500	64,000
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(12号棟)		清瀬市竹丘1-7	48.1	2	27,100	55,100
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(6号棟)		清瀬市竹丘1-7	48.1	3	27,100	55,100
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(4号棟)		清瀬市竹丘1-5	48.1	1	27,500	54,900
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(4号棟)		清瀬市竹丘1-5	55.9	1	32,000	63,800
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(13号棟)		清瀬市竹丘1-5	48.1	1	27,500	54,900
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(20号棟)		清瀬市松山3-14	56.8	1	32,700	68,200
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(3号棟)		清瀬市野塩5-255	51.0	1	29,900	58,000
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(1号棟)		清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	53,000
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(2号棟)		清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	53,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-1号棟)		多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-12号棟)		多摩市諏訪4-2	56.8	1	30,000	54,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-1号棟)		多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	1	21,400	32,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(7号棟)		多摩市鶴牧5-40	63.6	1	36,600	72,000
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート(3号棟)		稲城市大丸82	42.3	11	22,200	51,300
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート(4号棟)		稲城市大丸82	51.0	1	26,600	59,600

●東京都告示第六百二十八号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

令和五年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
下馬アパート (35、37号棟)	世田谷区下馬二丁目四十二番 ほか	中層耐火 三二・六平方メートル	六八戸
下馬アパート (37号棟)	世田谷区下馬二丁目二十八番	四五・八平方メートル	七戸
下馬アパート (43号棟)	世田谷区下馬二丁目四十二番	同右 四六・九平方メートル	三戸

●東京都告示第六百二十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三  
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和五年五月一  
 日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。  
 令和五年四月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)		台東区橋場2-16	51.2	1	39,600
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)		台東区橋場2-16	71.2	1	55,100
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)		墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	高層耐火	白鬚東アパート(17号棟)		墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)		墨田区堤通2-10	51.3	1	37,000
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート(2号棟)		江東区亀戸7-56	33.4	1	26,100
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート(2号棟)		江東区亀戸7-56	46.6	1	36,500
改良	中層耐火	町屋七丁目アパート(20号棟)		荒川区町屋7-9	39.0	1	28,200

●東京都告示第六百三十号

令和四年東京都告示第千四百七十八号(都立公園の設置)の一部を次のように改正する。

令和五年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子

別図を次のように改める。

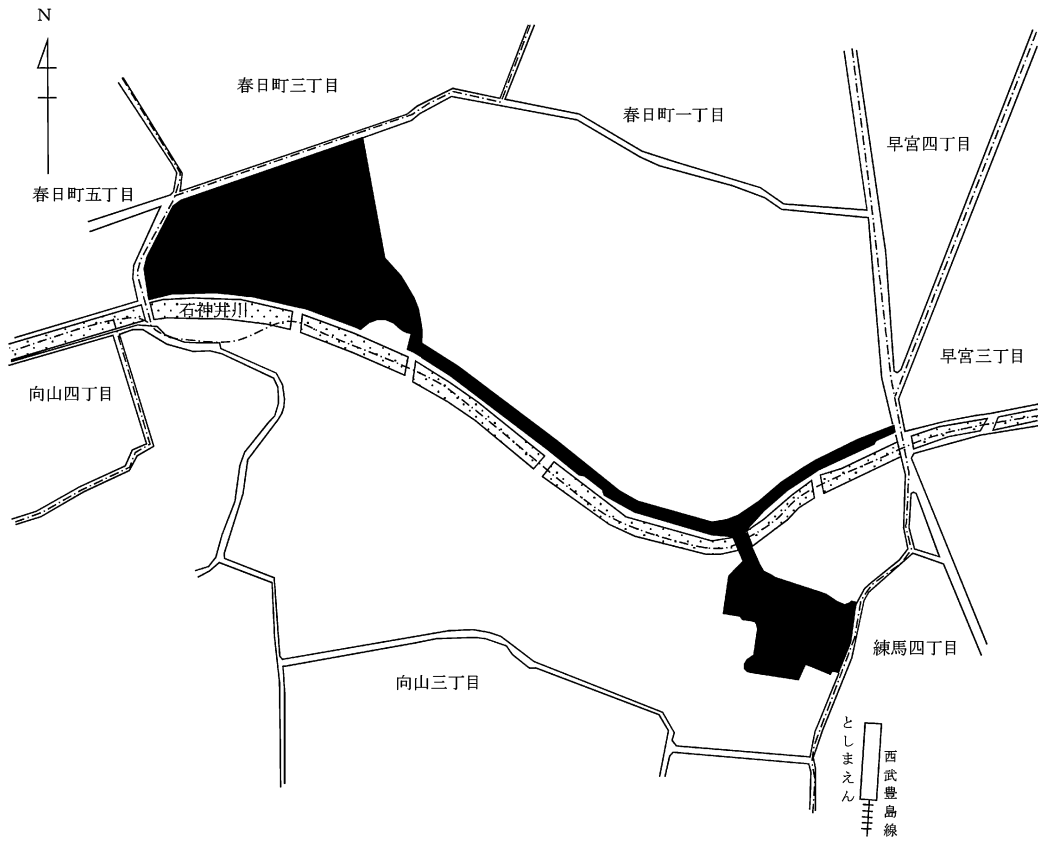
別図

東京都立練馬城址公園 区域略図

設置位置 練馬区春日町一丁目及び向山三丁目

公園区域

公園面積 三二、一〇六・〇二 平方メートル



附則

この告示は、令和五年五月一日から施行する。

### 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年四月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年四月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 日本プレスセンタービル・富国生命ビル・日比谷国際ビル
- 二 店舗所在地 千代田区内幸町二丁目二番一号ほか
- 三 設置者名 日本プレスセンター株式会社ほか二名
- 四 設置者住所 千代田区内幸町二丁目二番一号ほか
- 五 変更前の小売業者 株式会社丸善ジュンク堂書店ほか

十	縦覧期間	令和五年四月二十八日から同年八月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
八	届出日	令和五年三月二十八日
七	変更日	令和三年四月三十日ほか
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社丸善ジュンク堂書店ほか十名
五	設置者住所	千代田区丸の内二丁目五番一号ほか
四	設置者名	三菱地所株式会社
三	変更を行った小売業者の氏名又は名称	三菱ビル・丸の内二丁目ビル
二	店舗所在地	千代田区丸の内二丁目五番一号ほか
一	店舗名	三菱ビル・丸の内二丁目ビル
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
十一	縦覧期間	令和五年四月二十八日から同年八月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	丸の内仲通りビル・岸本ビルヂング
二	店舗所在地	千代田区丸の内二丁目二番一号、三番
三	設置者住所	三菱地所株式会社ほか一名
四	設置者名	千代田区大手町一丁目一番一号ほか
五	変更後の小売業者の氏名又は名称	トゥミジャパン合同会社ほか八名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	トゥミジャパン合同会社ほか八名
七	変更日	令和四年七月一日ほか
八	届出日	令和五年三月三十一日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十	縦覧期間	令和五年四月二十八日から同年八月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	丸の内パークビルディング・三菱一号館
二	店舗所在地	千代田区丸の内二丁目六番一号、二号
三	設置者住所	三菱地所株式会社
四	設置者名	千代田区大手町一丁目一番一号
五	変更後の小売業者の氏名又は名称	ELCジャパン株式会社ほか十三名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	ELCジャパン株式会社ほか十四名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	ELCジャパン株式会社
八	変更後の小売業者の代表者名	マシユー グランドン
九	変更後の小売業者の代表者名	ジェームズ・アキイリナ
十	変更日	令和四年五月二日ほか
十一	届出日	令和五年三月三十一日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	令和五年四月二十八日から同年八月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
東京都指定給水装置工事事業者の指定について		

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二  
第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を  
次のとおり指定した。

令和五年四月二十八日

東京都水道局長 西山 智之

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
一〇五五	株式会社 新航海	須貝 久美	小平市大沼町七丁目五番二十八号 I F C テラス二〇二号	令和五年三月二十五日
一〇五五	株式会社 中央メンテナンス	古賀 孝	神奈川県横浜市旭区中白根四丁目一番三一二号	同日
一〇五五	株式会社 政和工業所	和田 亮	神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷一丁目三十九番三十九号	同日
一〇五五	黒須設備	黒須 寛仁	埼玉県八潮市中央一丁目一番地四十三	同日
一〇五五	三陽工業	真保 裕	杉並区井草二丁目三十三番十五号	同日
一〇五五	株式会社 L i m 水道設備	深野 義人	大田区西六郷一丁目四十一番十号	同日
一〇五五	株式会社 中澤総設	中澤 良樹	神奈川県横浜市青葉区	同日

一〇五五	株式会社 ユニマツトライフ	菅田 貴人	港区南青山二丁目十二番十四号	同日
一〇五五	株式会社 ライトサクス	湯田 光成	足立区扇一丁目三十一番四十七号 レガリアB棟三〇一	同日
一〇五六	ジャパンネクストリテイリング株式会社	河北 裕介	愛知県名古屋市中千種区内山三丁目三十一番二十号	同日
一〇五六	日吉設備会社	日吉 寿行	埼玉県新座市野寺三丁目九番二十九号	同日
一〇五六	R E X Y 株式会社	溝口 康裕	埼玉県川口市北原台二丁目十九番地一	同日
一〇五六	株式会社 田中設備	中嶋亜希子	江戸川区平井四丁目三十番六号	同日
一〇五六	株式会社 佐野設備サービス	佐野 光昭	大田区西六郷一丁目十三番一七八〇七号	同日
一〇五六	K a r a i n	五島加世子	埼玉県和光市新倉四丁目二十七番四十一号	同日
一〇五六	A Q U A	高根 明宏	神奈川県川	同日

一〇五六	株式会社 あくみ設計	福見 尚人	港区台場一丁目五番七一四〇九号	同日
一〇五六	株式会社 中央水道	柳生江身子	中野区中央四丁目一番六号 新中野ビル二〇六B号室	同日
一〇五六	高橋設備	高橋 健一	八王子市諏訪町三十五番地十九	同日
一〇五七	成設備株式会社	中村 力也	埼玉県所沢市林二丁目百八番地の十四	同日
一〇五七	株式会社 夢源	金野 孝一	埼玉県八潮市大字大曾根千二百四十三番地二	同日
一〇五七	株式会社 インテリアタマ	宮本 昭	日野市高幡千六番地の一	同日
一〇五七	株式会社 スウィートホーム住宅サービス	神田 康宏	渋谷区代々木四丁目六十二番十六号	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の

七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和五年四月二十八日

東京都水道局長 西山智之

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
八〇九三	タカタニ 住設	高谷 哲郎	千葉県浦安市猫実四丁目五番一三 一-A号金子リバーサイドビル	平成二十九年三月三十一日
八〇三二	信共商会	鈴木 俊一	世田谷区太子堂四丁目二十九番一 号萩原ビル	令和三年九月五日
一七〇三	杉山管工株式会社	杉山 文範	世田谷区三軒茶屋二丁目四十一番六号	令和五年二月二十日
七八二九	有限会社ダート・オフ	下坂 健三	板橋区板橋二丁目二十三番六号	同日
八七四三	株式会社百合丘リビング	植松 實	神奈川県川崎市麻生区百合丘一丁目二十四番地五	同日
一二三三	玉造工業 所	玉造 隆男	墨田区押上三丁目二十九番二号	同年三月三日
七八四〇	清水設備	清水 義治	埼玉県新座市堀ノ内一丁目二番二十号	同月十三日

七九三二	有限会社三橋設備	三橋 武	千葉県鎌ケ谷市南初富四丁目十七番二四一三 号	同日
七八五二	株式会社小高設備	小高 匡哉	埼玉県川越市大字下広谷五百十二番地一	同月二十一日
七七〇三	高橋設備	高橋 留治	八王子市諏訪町三十五番地十九	同月二十四日
二二一一	三陽工業	真保 三夫	杉並区井草二丁目三十二番十五号	同月二十七日
三六八二	株式会社協新管工	八代 和也	板橋区板橋一丁目十番四号	同月三十一日
五四三八	有限会社平山設備	平山 敏雄	練馬区中村三丁目四番十号	同日
七九二三	株式会社川名産業	小野原真一郎	神奈川県相模原市中央区上矢部二丁目二十四番二十六号	同日

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 五〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

